

データ復旧サービス紹介プログラム 利用規約

本利用規約（以下「本規約」といいます。）は、AIデータ株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「AOSデータ復旧サービスセンター」によるデータ復旧サービス（以下「本サービス」といいます。）の紹介プログラム（以下「本プログラム」といいます。）の利用条件を定めるものです。

本プログラムを利用するためには、本規約の全文をお読みいただいた上で、本規約の内容に同意いただく必要があります。

本プログラムに参加を希望する法人および個人事業主（以下「パートナー」といいます。）は、本規約に同意のうえ利用登録を行うものとします。

第1条（適用）

1. 本規約は、本プログラムの提供情報および本プログラムの利用に関する当社と本プログラムに登録されたパートナー（以下「登録パートナー」といいます。）との権利義務関係を定めることを目的とし、当社と登録パートナーとの間の本プログラムの利用に関わる一切の關係に適用されます。
2. 本規約の内容と、本規約外における本プログラムの説明等が異なる場合は、本規約の規定が優先して適用されるものとします。ただし、当社と登録パートナーの間で、別途合意した場合を除きます。

第2条（利用登録）

1. パートナーは、当社の定める一定の情報（以下「登録情報」といいます。）を所定の方法で当社に提供することにより、本プログラムの利用登録を申請することができます。
2. パートナーは、適格請求書発行事業者であることを登録要件とします。
3. 当社は、登録情報に基づいて申請を行ったパートナーの利用登録の可否を当社の基準に従って判断し、当社が利用登録を認める場合、その旨をパートナーに通知いたします。利用登録は、当社が本項の通知を行ったことをもって完了したものとします。
4. 当社は、パートナーが、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、利用登録および再登録を拒否することがあり、またその理由について一切開示義務を負いません。
 - ① 当社に提供した登録事項の全部または一部につき虚偽、誤記または記載漏れがあった場合
 - ② 第13条第1項各号に定める反社会的勢力等との関与があると当社が合理的な理由に基づいて、判断した場合
 - ③ 第10条に定める措置を受けたことがある場合
 - ④ その他、当社が合理的な理由に基づいて、利用登録が適当でないと判断した場合

第3条（登録事項の変更）

登録パートナーは、登録情報に変更があった場合、当社の定める方法により当該変更事項を遅滞なく当社に通知するものとします。

第4条（本プログラムの内容）

1. 当社は、登録パートナーに対し、本サービスを顧客に紹介する業務（以下「紹介業務」といいます。）を委託し、登録パートナーはこれを受託します。
2. 紹介業務は、登録パートナーが自身の顧客（以下「見込顧客」といいます。）に対して本サービスを紹介し、見込顧客を当社所定の申込フォームへ誘導するものとします。

第5条（成果発生と手数料）

1. 登録パートナーの紹介を受けた見込顧客が本サービスを利用し、当社が見込顧客から利用料金を受領した時点で、紹介実績が成立したものとします。
2. 本条における「利用料金」とは、見込顧客から当社に支払われる金額のうち、特急費、納品媒体代、部材代、その他特別費（出張費、宿泊費等）を除いたデータ復旧費用を指します。
3. 紹介料率は、原則として見込顧客から入金された利用料金（税別）の15%とし、消費税の端数については切り捨てとします。ただし、当社と登録パートナーが別途合意した場合は、当該合意に基づく料率を適用します。
4. 登録パートナーは指定の紹介方法に基づき紹介を行い、かつ見込顧客が紹介コードを当社に通知した場合のみ紹介料が発生するものとします。紹介コードの通知がない場合、当社は紹介料の支払義務を負いません。

第6条（支払条件）

1. 当社は、毎月末日を締日として紹介実績を集計し、翌月5営業日以内に明細書を送付のうえ、その内容を登録パートナーに報告します。
2. 登録パートナーは、明細書の内容を確認し、明細書受領月の15日までに当社に請求書を送付します。
3. 当社は請求書を基に、紹介料を翌月末日までに登録パートナーの指定口座に振り込みます。なお、振込手数料は当社負担とします。
4. 紹介料は累計額にかかわらず毎月支払うものとし、少額であっても繰越は行いません。

第7条（登録期間）

登録は、登録完了日から2年間有効とします。ただし、期間満了前に解約の申し出がない場合は自動的に1年更新され、以降も同様とします。

第8条（免責）

1. 登録パートナーの紹介業務提供により当社に損害が生じた場合でも、登録パートナーに故意または重過失がない限り責任を負いません。
2. 本プログラムに関する顧客からのクレーム等は当社が責任を持って対応します。
3. 本サービスまたは本プログラムに関連して、登録パートナーと見込み顧客または第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、当社は一切責任を負いません。

第9条（個人情報の保護）

本サービスにおける個人情報の取り扱いについては「AIデータ株式会社プライバシーポリシー」（<https://www.aidata.co.jp/privacy-policy/>）に準ずるものとし、登録パートナーはこのプライバシーポリシーに従って当社が登録パートナーの利用者情報を取り扱うことについて同意するものとします。

第10条（解除）

当社は、登録パートナーが、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知または催告することなく、本プログラムの利用を一時的に停止し、または、催告なく本プログラムの利用を解除できます。

- ① 本規約のいずれかの条項に違反した場合
- ② 登録した登録情報に虚偽の事実があることが判明した場合
- ③ 廃業した場合
- ④ 支払停止もしくは支払不能となり、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別精算開始もしくはこれに類する手続の開始の申立てがあった場合
- ⑤ 過去2年間紹介実績のない場合
- ⑥ その他、当社が本プログラムの利用または登録パートナーとしての登録継続を妥当でないと合理的に判断した場合

第11条（サービスの終了）

1. 当社は、当社の都合により、本プログラムの内容を変更し、または提供を終了することができます。
2. 当社が本プログラムの提供を終了する場合、当社は登録パートナーに終了予定の14日前までに登録パートナーが登録したメールアドレスに通知するものとします。

第12条（損害賠償）

当社または登録パートナーは、本規約に定める義務の全部もしくは一部を履行せず、または本規約に違反して、相手方に損害を与えた場合には、相手方に生じた通常かつ直接の損害につき、当該損害を賠償するものとします。

第13条（反社会的勢力の排除）

1. 本規約において、「反社会的勢力」とは次の各号の一に該当する者をいいます。

- ① 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に規定する暴力団およびその関係団体
- ② 前号記載の暴力団および関係団体の構成員
- ③ 「総会屋」「社会運動標ぼうゴロ」「政治活動標ぼうゴロ」「特殊知能暴力集団」などの団体または個人
- ④ 前各号の他、暴力、威力もしくは詐欺的手法を駆使した暴力的な要求、もしくは法的な責任を超えた不当な要求を行うことにより、経済的な利益を追求する団体または個人
- ⑤ 前各号の一の団体、その構成員もしくは個人と何らかの関係を有することを示唆して不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人
- ⑥ その他前各号に準ずる者

2. 当社および登録パートナーは、現在および将来において、次の各号のとおりであることを表明し、これらを保証します。また、登録パートナーは自身の紹介する見込顧客に関しても、これらを保証します。

- ① 自社、自社の株主・役員その他自社を実質的に所有し、または支配する者が、反社会的勢力に該当しないこと
- ② 反社会的勢力を利用しないこと
- ③ 反社会的勢力との交際がないこと
- ④ 自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をおこなわないこと

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

オ その他本号アからエに準ずる行為

3. 当社または登録パートナーは、相手方が前項各号のいずれかに違反していることが判明した場合、何らの通知、催告をすることなく、直ちに相手方との契約の全部または一部を解除することができます。

4. 前項の規定により契約を解除された当事者は、その相手方に対して、相手方の被った全ての損害を賠償するものとします。

5. 第3項の規定により契約を解除された当事者は、これによって損害が生じても、その賠償を相手方に請求することはできないものとします。

第14条（連絡・通知）

1. 本プログラムに関する問い合わせその他登録パートナーから当社に対する連絡または通知および本規約の変更に関する通知その他当社から登録パートナーに対する連絡または通知は、当社の定める方法で行うものとします。

2. 当社が登録事項に含まれるメールアドレスその他の連絡先に連絡または通知を行った場合、登録パートナーは当該連絡または通知を受領したものとみなします。

第15条（権利譲渡の禁止）

1. 登録パートナーは、当社の事前の承諾がない限り、本規約上の地位または本規約に基づき生じる権利義務の全部もしくは一部について、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定その他の処分をすることができません。

2. 当社は本プログラムにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い利用契約上の地位、本規約に基づく権利および義務ならびに登録パートナーの登録事項その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、登録パートナーは、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとみます。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第16条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項またはその一部が、法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定および一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第17条（準拠法および合意管轄）

1. 本規約の準拠法は、日本法とします。

2. 本規約に関する紛争については、訴額に応じて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第18条（規約改定）

1. 当社は、本規約の内容を変更する必要があるときは、本規約を変更することができるものとします。
2. 本規約を変更する場合、変更後の本規約の施行時期 および内容を当社ウェブサイト上での掲示（<https://www.data119.jp>）その他の適切な方法により周知し、または登録パートナーに通知します。
3. 法令上登録パートナーの同意が必要となる変更を行う場合、当社が妥当と判断した方法によりその同意を得るものとします。
4. 第7条により登録パートナーが登録期間を更新した場合、前項の同意があったものとみなします。

規約制定日：2025年10月10日